奈良県告示第百六十号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十年六月二十七日

奈良県知事　荒　井　正　吾

事業名	確定年月日	地区名	事業年度	完了年月日
県営ため池整備事業	平成十七年六月二十日	長尾池地区	平成十七年度から平成十九年度まで	平成二十年三月三十一日